

# 子供の貧困対策に関する有識者会議（第5回） 議事要旨

日 時：平成29年11月27日（月）15:00～17:00

場 所：内閣府合同庁舎8号館416会議室

出席者：

## 【構成員（敬称略、50音順）】

金子 孝之、工藤 長彦、新保 幸男、末富 芳、鉄崎 智嘉子、菅田 賢治、  
松村 淳子、宮本 みち子、武藤 素明、山野 則子、山野辺 幸徳、渡辺 由美子

## 【事務局】

小野田 壮 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

川又 竹男 内閣府大臣官房審議官

相川 哲也 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

神山 修 文部科学省大臣官房審議官

伊藤 史恵 文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）

成松 英範 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

## 《議 題》

地方自治体における子供の貧困対策について

○地方自治体における子供の貧困対策について（事務局説明）  
（内閣府）

地方自治体における取組に関する説明の前に、本日お配りしている参考資料について説明する。

参考資料1「子供の貧困対策に関する主な施策について（平成30年度概算要求）」は、子供の貧困対策に関する主な施策について、平成30年度概算要求を取りまとめたものである。最初の2枚が要約版、3ページ目以降はそれぞれ各項目についての説明となっている。

要約版については、白丸や黒丸などが、それぞれの担当省庁の印になっており、タイトル下の米印に記載しているとおり、「★：内閣府、○：文部科学省」等の担当省庁をあらわしている。

また、昨年度の予算よりも増えているものについては、「(拡充)」と赤字で明記している。また、新たな項目として新規要求をしているものについては、「(新規)」と明記している。

参考資料2「子供の貧困対策に関する指標の現状」。

「25の指標の現状」について、今回は前回開催時からデータが更新されたものを赤字で記載している。該当箇所は、スクールソーシャルワーカー等の関係、奨学金の貸与の関係。

次のページ。「スクールソーシャルワーカーの配置人数／スクールカウンセラーの配置率」の新たな数値を入れた資料である。

次のページ。「奨学金の貸与を認められた者の割合」について、平成28年の数値を入れたものである。

また「新たな指標の例の現状」ということで、今年の3月に指標の見直しの方向性の議論をした際に、今後、こういった項目についてフォローしてまいりたいということの説明をしているが、その項目についての最新の数値として、「子供の高等学校中退率」の全世帯と生活保護世帯の新しい数値が入っている。

5ページ。「朝食欠食児童・生徒の割合」について、朝食欠食児童の推移の新しい数値を入れている。

参考資料1と参考資料2の説明は以上。

それでは、資料1に基づいて地方自治体における取組について説明をする。

今回のテーマとして、地方公共団体における子供の貧困対策を掲げている。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の概要を1ページに掲載しているが、改めて言うまでもなく「国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない」ということをこの法律では基本理念として掲げた上で、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することを定めている。

その上で、国に大綱を作成し、その実施を推進することを求めて、都道府県に対しては大綱を勘案して、都道府県における計画を定める努力義務規定を置いている。

これに基づき、既に全都道府県で計画を策定済みである。

2 ページ。

国としては、この「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を受けて、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に定めている。

大綱では、地域における施策推進への支援を行うことと、国や自治体と民間の企業・団体を含めて、支援情報の収集・提供など、官公民の連携協働プロジェクトを推進することが盛り込まれている。このうち「■地域における施策推進への支援」については、情報提供等の支援のほか、「地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する」ということが盛り込まれている。

次のページ。「『地域子供の未来応援交付金』の実施傾向」について。

地方公共団体の取組の支援ということで、内閣府では、平成27年度補正予算からこの交付金を創設し、市町村を中心に一部都道府県における実態調査、計画の策定、子供の貧困に取り組むための連携体制の整備、その連携体制を生かしたモデル事業の実施を支援し、自治体における推進体制の整備・活用に取り組んでいる。これは自治体としても当然、負担も必要になるため、あくまで自治体として手を挙げていただくことが前提になるが、これまでの実施状況としては、平成28年の総数は79件だったところ、29年度においては148件であり、活用している自治体は大幅に増加している。

特に平成29年度においては、実態調査に着手する市区町村が増えている。実施した市区町村へのアンケートをとったところ、「調査項目の作成」や「回収率の向上」といったことに困難を感じているという回答をいただいたところが多かった。これはそもそも、担当部署が明確でないところ、あるいは学校との連携、教育委員会との連携に課題を抱えているところがあることが背景にあると考えている。

4 ページ。活用状況としては、全国で178の自治体が活用して、総合的な取組を行っている。6件ほど空白県があるが、全国で子供の貧困対策の推進、体制整備がこのように始まっているということで、さらに都道府県内で、近隣の市町村に倣って取組を始めようという市区町村の動きが今後さらに加速することを期待している。

また、地方自治体における様々な子供の貧困の総合的な取組に関する説明会が市区町村向けに行われているところで、開催に当たっては、内閣府からも職員の派遣等を積極的に行い、説明等をさせていただいている。

5 ページ。大綱にも「支援情報等の収集・提供」とあり、国、地方公共団体、民間の企業・団体の連携プロジェクト「子供の未来応援国民運動」では、その公式サイトにおいて、国、自治体の支援に関する情報を検索することができるサイトを設けている。平成27年10月から運用している。

このサイトでは、悩み事を選択して検索することができるようになっているが、スマートフォン等による利用が非常に多いことを踏まえ、ユーザビリティを向上させるため、より検索しやすいものにリニューアルをした。リニューアルの内容を資料としている。

6 ページ。自治体ごとの情報もより検索しやすくするとともに、自治体ごとの支援情報の登録件数も分かるようにすることで、より分かりやすい支援情報サイトにしていくことを目指している。

(文部科学省)

7 ページ。今回、文部科学省からは、文部科学省で行う貧困対策のうち、地方自治体において行われているものについて、大きく2点説明する。

1 点目は、「地域未来塾」について。

「地域未来塾」は、経済的な理由等によって家庭での学習が困難な中学生、高校生を対象として、原則無料の学習支援を行っている事業である。現状、29年実績値で2,813カ所で実施している。

今後の予定であるが、一億総活躍プラン等において、平成31年度までに5,000中学校にて実施されることを目標として、それに基づいて所要の概算要求等をしているところ。

8 ページ。横浜市における事例である。横浜市立すすき野中学校で行われている「すすき野コミュニティハウス」というボランティア団体に横浜市教育委員が委託をして実施している事業である。これは、学校の敷地内にあるコミュニティハウスにおいて実施しているものであり、中段の「教室のポイント」という項目の3つ目の○にあるとおり、生徒の募集は学校が行い、学習支援を行うボランティアの募集は支援会が行うという役割分担に基づいてやりつつ、実際の実施に当たっては、委託を受けた支援会、学校、そして自習教室のボランティアの三者で情報交換の場を持ちながら、話し合うことで連携して実施している。

利用者の声について、地域または学校のコーディネーターからは、「地域ぐるみで子供の成長を支える取組になっている」という声、生徒の声という部分に関しては、「分かりやすく丁寧でよかった」、「分からないところを気軽に質問でき、とてもよかった」という声が上がっている。

2 点目。専門家の配置という観点で、スクールソーシャルワーカー、そして

スクールカウンセラーの対応実績について説明する。

9 ページ。スクールソーシャルワーカーの対応実績について。一番上の四角の右端にある配置人数実績値は1,780人、対応箇所は13,573カ所である。スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率については、貧困対策の大綱でも指標として設定されている。

今後については、一億総活躍プランで、平成31年度までに原則として全中学校区に配置することとなっており、それに向けて所要の概算要求を行っているところ。

10ページ。スクールカウンセラーの配置状況について。配置箇所数については、まとめて下の表で記載している。平成28年度実績値は24,661カ所、29年度は計画ベースであるが、27,009カ所。これについても、同じく一億総活躍プランにおいて、平成31年度までに原則として全公立小中学校に配置をするということになっているところ。

11、12ページ。活用事例について。三重県、香川県、山口県、滋賀県における、「配置状況」と「活用事例」という構成である。

「活用事例」のところで、例えば三重県における活用事例に関して、スクールソーシャルワーカーが児童とスクールカウンセラーとをつないで全体のケアをしており、家庭訪問を通じ、経済状況、家庭の状況を詳しく聞き取って、市町の生活保護担当課とつなぐことで、実際の経済的支援にもつなげ、家庭の生活安定につなげたという事例。12ページ。スクールカウンセラーの事例として、滋賀県の事例に関しては、スクールカウンセラーが働きかけて市の福祉部局や、兄弟の通う学校の関係機関を含めた拡大ケース会議を開催し、これが結果として、心理面での支援とともに、福祉部局も巻き込んだ形での全体的支援につながった。結果として、生徒の放課後登校ができるようになったという事例である。

(厚生労働省)

13ページ以降について。

生活困窮者自立支援制度について。これは平成27年度から始まっているもので、13ページの左側にある包括的な相談支援として「◆自立相談支援事業」を全国902の福祉事務所設置自治体で実施することとされている。これは、本人の状況によって様々な支援を行うため、右側のようないろいろなメニューを用意しており、その中で下から2つ目にある「◆子どもの学習支援事業」も、貧困の連鎖防止の観点から行っている事業の一つである。

14ページ。相談の部分について。

相談の部分については、中ほどの図にあるように、生活困窮者からの相談に

応じて「総合的なアセスメント」あるいは「自立生活のためのプランの作成」など、生活保護に至る前の段階からの早期支援が生活困窮状態からの早期自立につながる効果があるとして期待されている。

15ページには、個別の事例、具体的な事例を示している。実際の相談者の世帯の状況に応じて様々な支援を盛り込んでいる。

16ページ以降が「ひとり親家庭」の関係である。

ひとり親家庭への家庭支援については、右下の方にあるように、大きく4本の柱で我々の施策を講じている。「就業支援」「子育て・生活支援」「子どもへの支援」「養育費の確保、経済的支援」という形であるが、実は、非常にきめ細やかにいろいろなメニューを用意している。しかし、ひとり親の方にとっては、どこの窓口でどのような支援が受けられるかがなかなか知られていないこともあり、支援策が必ずしも十分に活用されていないのではないかと。あるいはひとり親家庭の皆さんにも、一つの家庭で様々な複数の困難な事情を抱えている方が少なくない状況であるため、個々の家庭の抱える課題に対応し、適切な支援に導けるような質の高い相談が十分になされていないのではないかと、という課題があった。

こうした課題に対応すべく、16ページの事業を行っており、「ひとり親家庭に対する総合的な支援体制」を構築するため、地方自治体の相談窓口就業支援を行う「就業支援専門員」を配置する。こういった方が既に配置されている母子・父子自立支援員と連携することによって、相談支援の体制の質と量の充実を図りたいと考えている。

この窓口というのが毎年、児童扶養手当の現況届の提出時期、今のところは毎年8月に、提出に来る際、こういう窓口をしっかりと作っていただくことによって、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できるような体制の構築を狙っている。

17ページ。ひとり親家庭等生活向上事業について。

ひとり親家庭というのは就業とか家事などを1人で担っているため、生活に追われて様々な困難に直面することがあるということで、真ん中の「事業内容」の「1.」にあるように「ひとり親家庭等生活支援事業」として、様々な支援をしている。

また、家庭も経済的な面などで非常に不安定な状況におかれていることが少なくないため、学習や進学意欲が低下したり、あるいは十分な教育がなかなか受けられていなかったりしており、子供の将来に非常に大きな影響を与えかねない。そのため、「2. 子どもの生活・学習支援事業」として、こういった生活あるいは学習支援の事業を行っている。

18ページ。こちらはひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くこと

ができるように、「事業内容」に記載のあるような生活援助あるいは保育等のサービスを行っている。

19ページ。社会的養護自立支援事業等について、児童虐待や親がいないという状況で、保護者のもとを離れて暮らしている里親、あるいは児童養護施設に入所している子供についても、大綱において積極的な取組が求められている。

児童福祉法は基本的に18歳未満の子供を対象としているが、18歳以降も支援を必要とするケースが存在している。そのため、昨年度の児童福祉法改正でも、自立援助ホームという類型について、大学等に就学している場合は22歳まで支援することが可能という改正を行った。

これに加え、「①社会的養護自立支援事業」ということで、里親のもとで養育されているあるいは児童養護施設に入所している子供についても、22歳までの間、引き続きその場所で居住して、必要な支援を提供することを可能とするという予算措置をしている。

この事業では、居住の支援のみならず、生活相談、就労相談、退所後のアパートに居住する際の身元保証など、一人一人の状況に応じた支援を行うこととしている。こういった事業を今年度からつくったため、全ての自治体に取り組んでいただけるよう、我々としても積極的に働きかけをしていきたい。

以上。

#### ○京都府における子供の貧困対策について（松村構成員）

（松村構成員）

2ページ。「京都府の生活保護・ひとり親世帯の状況」について。

これは他の都道府県も一緒かと思うが、生活保護世帯はこの10年間で1.3倍、15年間で1.7倍。また、ひとり親世帯についても同じように1.4倍、1.7倍に増加している。

ただ、ひとり親世帯については、22年と27年の国勢調査によると、そんなに大きな差はないと思っている。

3ページ。平成28年度に「母子・父子世帯実態調査」を実施した。

まず、「親自身の悩み（母子）」については「家計が最も多く59.6%、その次に「気持ち・情緒面」の悩みが多く34.9%であった。

「子に関する悩み（母子）」については「教育・進学」がもっと多く、その次に「気持ち・情緒面」が多いという結果であった。

4ページ。「1年間の自分自身の就労収入等」について。

前回の平成23年の調査時と、平成28年の調査の状況の比較として、グラフをつくっている。

1年間のひとり親家庭の就労収入については、母子で一番多いのが「100万円以上150万円」で、割合的には23年と28年で一番多い部分は変わらないが、全体的に28年度の方が平均収入についても上がっている。

例えば、このグラフで赤いのが平成28年、青色が平成23年であるが、収入世帯の低い部分が割合的には減っている。

平均就労収入を比べると、40万円ぐらい増加している。ただ、ひとり親世帯の総所得額が手当を合わせて259.7万円しかないため、全世帯平均に比べても、大変厳しい状況ということに変わりはないと思っている。

この母子・父子世帯実態調査は、調査票による調査だけではなく、回帰分析等も実施している。

5 ページ。「子どもの進学のための準備」について。

ほとんどの親は「何もしていない」と答えている。準備ができない理由としては「経済的に厳しい」が大半を占めている。

6 ページ。「子どもの食事環境」について。

まず、子供の貧困でよく食事のことが言われているが、一緒に食事する主な相手として、「1人」もしくは「兄弟姉妹」と回答した母子の割合が2割を超えている。朝食は30%、夕食で20%となっており、子供の5人に1人が子供だけで食事をしている状態である。

うち、末子が小中学生の家庭では、夕食を1人で食べている件数は68件で小中学生の約40人に1人が子供だけで食事をしているという実態が分かった。

回帰分析の結果について、子供と夕食を一緒にしている程度が少ないほど、親子の主観的な健康状態がよくない。生活リズムの不規則さや、睡眠時間が短くなっていることが原因かと思っている。

また、2つ以上の仕事、いわゆるダブルワークをしている世帯については、睡眠時間が短く、子供と一緒に夕食をとっていないことが多い。これは当たり前のことが調査結果として出てきていると思っている。

さらに、所得が低く、子育て支援者が周囲にいない人ほど、生活そのものに対する満足度が低いというのも、分析の結果として出ている。

7 ページ。28年度の「全国学力・学習状況調査結果」について。

いわゆる準要保護世帯や要保護世帯の子供たちと、京都府全体を比較した表である。

小学校6年生で比較すると、例えば京都府全体の正解率が77%であったとしても、準要保護家庭や要保護家庭の子供は61%となっており、中学3年生では全体の正解率が69%に対して48%となっている。準要保護家庭、要保護家庭の子供の学力そのものが、普通世帯に比べて低いということが言える。

今回は28年度の数字だけを紹介しているが、26年、27年、28年の3カ年を比



較して見ても、同じような傾向がある。

8 ページ。29年3月末の「中学校卒業生徒の主な進路状況」について。

高校への進学は、京都府全体として94%近くの子供が全日制に進学する一方で、要保護家庭は75.6%、準要保護家庭は89.6%の子供が全日制の高校に進学している。

一方、定時制、通信制については、表に示しているように、準要保護家庭では3~4%、要保護家庭では7~10%が定時制や通信制に行くという選択をしている。

この部分について、ここ数年間の傾向を見ると、準要保護家庭が定時制に進学する割合はそんなに変わらないが、要保護家庭、いわゆる生活保護世帯の子供が、ここ数年、定時制から通信制に選択を変えている傾向がある。

例えば、平成25年だと、要保護家庭の定時制が10%、これが今は7.7%。逆に、通信制が7.9%だったのが10.7%ということで、ちょうど逆転している状態の一方で、全日制に行く家庭はここ数年間は変わっていない。

少し戻らせていただいて7ページ。報告を1つ飛ばしていた。この表には入っていないが、ひとり親家庭の子供にも同じような調査を実施している。

全体としては、要保護家庭、準要保護家庭と余り変わらないが、ひとり親家庭の子供で、いわゆる援助なし、要保護でも準要保護でもない家庭については、全体平均と同じなのは小学校6年生。これが中学3年生になると、同じ割合であったとしても学力の低下が見てとれる。

例えば、小学校6年生の場合、正解率そのものについては、援助の必要がないひとり親家庭であっても京都府全体と変わらない。もう一方の中学3年生になると、援助のないひとり親家庭であっても、大体、準要保護家庭と同じような学力レベルまで落ちているので、いかに小学校あるいは中学校のところでの学力支援が必要かがこの調査で分かると思っている。

9 ページ。こういう実態を踏まえ、京都府の貧困対策について説明する。

京都府は平成27年度に、「子どもの貧困対策推進計画」を策定した。

- ①学校をプラットフォームとした地域連携の推進
- ②ライフステージに応じた子どもへの支援
- ③経済的支援
- ④子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

という4つの柱で、私ども京都府の中で教育委員会等々と連携しながら取り組んでいる。

その中の主な事業について、御説明をさせていただきたい。

10ページ。今年度の新規事業である「きょうとこどもの城づくり事業」について。

「きょうとこどもの城づくり事業」は、様々な課題を抱える子供に対し、地域の方々の協力を得る中で「生活習慣の確立」や「学習習慣の定着支援」、また「食事の提供」などを行う施設の総称である。

地域の実情に応じて、例えば居場所や子供食堂、先ほど、文部科学省からも紹介のあった「地域未来塾」等に対して運営支援や開設支援を実施している。

また、子供食堂と食材提供者を結ぶマッチングシステムの構築や、それぞれの地域でのネットワークの設置といった取組をしているところ。

11ページ。先ほど説明した内容をイメージ図にしたものである。

地域の実情に応じて居場所や地域未来塾などが、いろいろな活動をする中で、それぞれの地域で市町村や小学校、関係福祉団体、ソーシャルワーカー等と連携する。

あわせて、食材そのものを京都式フードバンクという形で子供食堂等へ提供をしていけるような仕組みをつくっていきたいと考えている。

12ページ。子供食堂について、少し詳しく説明をする。

子供食堂については、補助事業として取り組んでいる。現在、京都市域も含めて京都府内で43団体から応募がある。この事業はNPO法人や法人格がなくても、いわゆる自治会といった、いろいろな任意団体に対しても補助を実施している。

補助要件としては、

- ①毎月1回（年12回）以上、かつ、1回につき2時間以上実施
- ②食事の提供だけでなく、交流及び相談も併せて実施
- ③子ども及び保護者に情報が届く手段によって、開催内容等の公開及び周知
- ④最低限公衆食品衛生法等の関係法令を遵守
- ⑤京都府等が主催します会議や研修会への参加、関係団体等との連携

などを要件として、運営費支援として、補助率3分の2で食堂の運営に関する経費であれば広く補助対象としている。

あわせて、20万円を上限とした開設費支援の補助もしている。

この事業については、食事を提供するということから考えると、食物アレルギーの問題も考えていかなければいけないと思っている。衛生面は保健所の方でしっかり指導していけるが、食物アレルギーについては、同志社大学と連携し、子供食堂における食物アレルギーの専門相談窓口を設置し、対応しているところ。

13ページ。もう一つのメニューの「ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業」である。

この事業は、子供の貧困対策よりも早く平成25年度にスタートしているもので、実施日数に応じて4タイプ持っている。

一つは「夏休み等短期型」で、夏・冬・春休みに集中的に子供自身の生活習慣を維持する形で実施いただくもの。「休日等通年型」は、おおむね週1回程度開催していただくもの。「生活充実通年型」は、週2～3回実施していただくものという形でタイプ分けしている。

特に「生活充実通年型」というタイプについては、学校が終わった後、子供の居場所という形で取組をしていただいております、大体、学童クラブを終えた子供たちが、保護者が迎えに来る7～8時ぐらいまでの時間で取り組んでいただいております。調理実習を含めた食事の提供や、宿題、夏には入浴についても取組をしていただいております。

14ページ。もう一つのメニューの「子どもの未来づくりサポーター活動支援事業」についてである。

京都そのものが大変大学が多い地域であるため、学生等の若い世代が中心となった子供の貧困対策に係る取組に対し支援するもので、学生団体が計画したものに対して、1団体当たり上限額30万円で支援しているところ。

主に

- ① 学習支援活動や交流活動
- ② 文化やスポーツの体験活動
- ③ 調理実習を含む食育活動
- ④ 学習や友人関係などの相談・助言活動

などの取組をしていただいております。

15ページ。これは、京都府がやっている事業の中でも大変大きなものであるが、高校生に対する支援ということで、「私立高等学校あんしん修学支援事業」がある。

京都は公立高校よりも私立高校が多く、私立に在籍する子供たちに対して、授業料の実質無償化を実施している。

右端の方に書いているが、私立高校の経済的な理由による中退率が平成20年度では4%あったものが、これをやることによって、26年度は0.6%に減少している。人数については、19年度は40人、20年度は27人もいた経済的理由により退学していた高校生たちを、26年度はわずか3人まで減らすことができたということで、高校での就学を継続するという意味では大きなものになっていると思っております。

16ページ。「若者に対する対策の推進」について。

これまでも就職時点で既に借金がある状態といった、奨学金の返済負担に苦しむ若者が多いのが現状である。

そうした観点から、今年度は新たに中小企業と一緒に「就労・奨学金返済一体型支援事業」という取組を実施している。この制度は支援期間は6年間で、

支援額は就職後の1～3年までは上限9万円、4～6年までは上限6万円を支援する。その一部を企業が負担することによって、就労支援と奨学金返済そのものの負担軽減という形で、就労・奨学金の返済を一体的に取り組んでいく制度になっている。

大手企業ではなく、中小企業を対象として取り組んでいる。京都府そのものが95～96%は中小企業という状態であるため、こういう形で取り組むことによって、前倒し返済などができる仕組みになっている。

17ページ。「次世代下宿『京都ソリデール』事業」について。

この事業は、若者が住む低廉で質の高い住宅を確保するという観点と、自宅の一室を提供とする高齢者との交流を図る観点から、同居マッチングシステムを構築している。

これはもともと、若者への支援という形で、大学生自身が同居という形で高齢者と交流しながらやっていくという事業で、同居マッチングは企業に委託し、補助事業としては、「リフォーム補助」という形である。

この事業に加えて今年度、「福祉型」というものを創設した。これは、ひとり親家庭や生活困窮者世帯の子供たちが、大学進学等において本事業を利用する場合、上限2万円で、下宿代の一部を支援する形で生活をバックアップしていくものである。

## ○福岡市における子供の貧困対策について（金子構成員）

（金子構成員）

1ページ。福岡市の貧困対策のこれまでの取組の推移について。

平成25年、26年に子供の貧困対策に関する法・大綱が出た。また、子供の貧困率が16.3%ということで公表された。

こういったことを受け、平成27年3月、福岡市の子ども総合計画の改定の際、「子どもの貧困対策」を施策の一つの柱として位置づけたところ。また、福祉・教育関係者の皆様に、子供たちの生活実態等についてのヒアリング調査も行った。

平成28年度に、3つ書いてあるが、まず、内閣府の交付金を活用し「子どもの生活状況等に関する調査」を実施した。また、「子どもの食と居場所づくり支援事業」、いわゆる子供食堂への支援と、「貧困の状況にある子どもを支えるネットワーク構築事業」を開始しているところ。

2ページ。この資料については、私どもこども未来局のほか、福祉部局あるいは教育委員会等の事業をまとめたものであり、子供の成長に合わせ、様々な取組を行っている。これについては、国の貧困対策大綱の重点施策の4区分に合わせて整理をしている。「妊娠・乳幼児期」から、いわゆる大人になるまでの

様々な取組について記載している。後ほど参照いただきたい。

3 ページ。本日説明するのは、子どもの生活状況等に関する調査、子供食堂、ネットワーク構築事業の3点について。

5 ページ。「1 子どもの生活状況等に関する調査」について。

平成28年7月に、福岡市立の全ての小中学校の小学6年生、中学校3年生の保護者を対象に調査を行った。

調査については、各学校を通じて配布・回収した結果、80%を超える非常に高い回収率で協力いただいた。

調査項目については約50項目あり、世帯の状況であるとか子供の生活習慣、親子のかかわり等について、様々な面での質問を準備し、回答をいただいた。ここでは一部、その結果について説明をする。

6 ページ。食事の状況の調査について。

この調査については、全体を通じ、資料上は「全世帯」と「世帯収入300万円未満」の世帯と「ひとり親等」の世帯に分けて説明する。

まず、子供が1人で食事をする「孤食」あるいは子供たちだけで食事をする「子食」が問題になっているが、主に一緒に食べる人について聞いた。

朝食について、子供たちで食べる世帯については全体で約49.6%、夕食では全体で7.8%であった。

これを、世帯収入あるいは世帯類型別で比較すると、朝食については全体では49.6%であったのに対し、300万円未満の収入世帯では56.6%、ひとり親世帯では53.8%という結果であった。

夕食についても同様に、全体で7.8%であったのに対し、300万未満あるいはひとり親等世帯では10%を超える状況になっていた。

7 ページ。「(2) 放課後の留守番状況について」について。

子供の放課後の過ごし方について、放課後の留守番の状況について聞いた。子供たちだけで留守番をすることがあると回答したのは、全体で57.6%、その時間が2時間以上の世帯が41.4%であった。

また、留守番時間が2時間以上の世帯が全体の約41%に対し、300万円未満の世帯が54.6%、ひとり親等世帯が60.1%であった。

8 ページ。次は生活習慣等について。いわば体験機会についての質問である。

親子関係で、子供との体験について聞いたが、「家族旅行」や「映画館」「野外活動」が多くの回答を集めた項目であったが、「特にしていない」といった世帯が約12%あった。また、これは全体が12.6%だったのに対し、300万円未満の世帯では20.6%、ひとり親等世帯は18.7%であった。

9 ページ。以上の結果から、収入が比較的低い世帯あるいはひとり親等世帯であるほど、子供1人や子供だけで食事をする割合が高いこと、留守番時間が

長くなる傾向があること、また、子供の体験について特に何もしていないという世帯の割合が高いことが分かった。こういったことから、モデルとなる大人との関わり、放課後の居場所、体験機会の提供が必要と考えている。

10ページ。学習の状況について。

「(4) 自宅での学習状況について」聞いたところ、月に数回しか自宅で学習していない、めったに学習していない、全く学習しないといった世帯が全体で約10.8%あった。この10.8%に対し、300万円未満の世帯で19.1%、ひとり親等世帯で19.7%であった。

11ページ。「(5) 家庭で子供と行うこと」について聞いた。

「学校の話聞く」とか「一緒に出掛ける」「一緒にテレビ番組の話をする」といったことが中3、小6とも非常に多くの回答を集めていた。

また、全世帯の回答と300万未満の世帯あるいはひとり親等世帯との回答の差が最も大きかったものが「子どもの勉強をみる」という項目。「子どもの勉強をみる」と答えた保護者は、小6保護者全体では70.1%であったのに対し、300万円未満の世帯で57.2%、ひとり親等世帯で57.5%であった。

12ページ。「(6) 経済的理由のため世帯にないもの」について聞いた。

「新聞」や「自家用車」について、ないと答えた保護者の割合が、300万円未満の世帯あるいはひとり親等世帯については高かった。加えて、「子どもが自宅で勉強できる場所」がないと答えた世帯については非常に差があり、全体では3.4%であったのに対して、300万円未満の世帯で10.9%、ひとり親等世帯で9.0%であった。

13ページ。以上の成果から、収入が比較的低い世帯等では、学習しない割合が高くなっていること、子供の勉強を見ることが少ない傾向にあること、あるいは「子どもが自宅で勉強できる場所がない」といった割合が高いということで、こういったことから、学習習慣づくりであるとか、学習環境の確保が必要と考えている。

14ページ。相談相手について。

「相談できる相手がいる」という世帯が全体で89.6%を占めていたが、一方で「相談できる相手がほしい」という世帯が約4.4%あった。この4.4%に対し、300万円未満の世帯で7.9%、ひとり親等世帯で8.9%であった。

15ページ。「(9) 相談相手または相談したい相手について」について。

「友人」「配偶者・パートナー」「自分の親」「きょうだい・親せき」が多く選択されているが、行政機関の「児童相談所」については全体で1.2%、300万円未満の世帯で2.1%、ひとり親等世帯で2.5%。

また、「区役所の子ども相談窓口」については、全体で0.6%、300万未満の世帯で1.7%、ひとり親等世帯で1.9%であった。

16ページ。「(10) 子育て情報の入手先について」について。

「保護者仲間」「インターネット」が多く選択されているが、「近所の人、地域の知人・友人」を選んだ割合が49.2%となっている。赤枠で囲っているが、「保護者仲間」「近所の人」たち等以外の項目では、全体の回答割合と300万未満、ひとり親等の回答に大きな差はなかった。

一方で「保護者仲間」と答えた割合については、全体で66.5%であったのに対し、300万円未満の世帯については53.4%、ひとり親等世帯で48.8%であった。

また「近所の人、地域の知人・友人」と答えた割合については、全体では49.2%であったのに対し、300万円未満の世帯で41.7%、ひとり親等世帯で41%であった。

17ページ。以上の結果から、収入が比較的少ない世帯等については、「相談できる相手がほしい」の割合が高いこと、行政機関への相談ニーズが高いこと、子育て情報の入手先については「近所の人、地域の知人・友人」の割合が低い傾向にあることが分かった。こういったことから、身近な相談相手、行政を中心とした相談・情報の充実が求められていると考えている。

19ページ。いわゆる「子ども食堂」について

平成27年度に、スクールソーシャルワーカー、児童相談所の職員、また、留守家庭子供会の指導員さん等のヒアリングを行った。

その中で、朝食を中心に欠食している子供たちの存在であるとか、夏休み等の長期休暇のときに食事をしていない子供がいるのではないかという心配の声、あるいは身近な地域の中で子供たちが困っている声を拾い上げて、適切な相談機関につなぐ必要性が非常に高いといった声があった。

こういったことから、平成28年4月に、貧困の問題だけではなくて、子供を地域で見守り、支える居場所機能を持った「子ども食堂」について、運営補助という形での支援を開始した。

また、「子どもの生活状況等調査」においても、朝食を毎日食べていない子供がいること、あるいは朝食で主に「即席めん」であるとか「お菓子」で済ませている子供がいること、また、親（大人）と一緒に食事をしていない子供が一定数存在することが分かった。

20ページ。この調査結果も受け、29年度においても、昨年度に引き続き補助事業を継続し、居場所づくりの広がり支援しているところ。

21ページ。これは本市の子ども食堂の補助要件等である。

まず、補助要件。食事の提供と、これに加えて宿題や自主学習の声かけ指導などの学習支援あるいは工作、ゲーム、読書、公園での遊び体験の実施などの居場所づくりを行うこと。回数としては原則月2回以上、1回当たり3時間以上開催することを条件としている。

また、補助対象経費については、助成率が「3分の2以下」にしているが、初期経費については「限度額10万円」。また、運営経費については最大3年間で限度にしているが、「限度額20万円」としている。

また、実績について、事業開始初年度の昨年度は14団体、本年度は16団体に助成を行っている。

22ページ。次は、事業例を紹介する。

これは福岡市博多区にある「いたきたこども食堂」である。

場所は福岡空港に近い地域で、市の施設である公民館で月2回の活動を行っている。

23ページ。活動の写真であるが、公民館の広い講堂を使って活動している。

大体1回当たり平均50名の子供が参加し、いつもにぎやかだと聞いている。

また、運営者から、子供たちが伸び伸びと安心して過ごせる場所になるように工夫をしていると話があった。

スライドの右下、広報周知については、月1回発行の「公民館だより」で開催を告知しており、これは校区内の全世帯に配布をされている。地域のコミュニティ施設である公民館で開催していることから、公民館や校区の民生委員、児童委員、自治会との協力が得られていると聞いている。

24ページ。これは「公民館だより」で活動を知った校区住民が、食事のボランティアとして参加したり、住民が先生となって、子供たちへ昔遊びを教える写真である。

25ページ。この写真は食事の前後に、絵を描いたりだとか、本を読んだりとか、ゲームをしたり、子供たちが思い思いに活動を行っているもの。

26ページ。これは子ども食堂を運営している事業者の方からの声をまとめている。

今年6月に、昨年度の助成団体にアンケートをとった結果である。広報手段についてはチラシがメインであり、Facebookも活用している団体もあったが、口コミが一番効果的だと聞いている。

また、活動の成果としては、子供たちにボランティアを含めた地域の大人とのかかわり合いができたということ。中には子供が自信を持った、あるいは親同士の交流ができた、または地域からの苦情が減ったという意見もあった。

一方で、今後の活動の課題としては「支援の必要な子どもへのアプローチ方法」あるいは「スタッフの確保」が挙げられており、その解決法としては、子ども食堂が単体で活動するのではなく、地域での子供を把握している支援団体あるいはボランティア団体とのつながりが求められるといった声が出ている。

次に、そのつながりをつくる仕組みを説明する。

28ページ。福祉・教育関係者にヒアリングを行った中で、地域にはスクール



ソーシャルワーカー、民生委員、児童委員、子供食堂を含めたNPO、ボランティア団体などの支援団体、そして、行政の相談機関などが数多くあるが、なかなか子供の支援者が集まる場がないといった意見があった。

29ページ。そこで、地域での支援者同士あるいは困難を抱える子供たちを発見しやすい支援者、そして学校や行政機関の相談機関がお互いに知り合って、今後の関係づくりができるような場を作っていきたいと考え、事業を構築した。

30ページ。平成28年度は初年度ということで、2校区で実施した。この中には、スクールソーシャルワーカーや、生活保護のケースワーカー、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、警察関係者など、様々な職種の方が参加をし、研修会等を行った。

研修会では、多職種混在型のワークショップ形式とし、不登校、ネグレクトの家庭や、DVによる離婚を経験したひとり親家庭などをモデルとして、情報の引き出し方であるとか適切な支援先、関係機関それぞれの役割についての議論をした。様々な団体、機関がワークショップによる意見交換を通じ、支援者同士が顔の見える関係づくりを行うことができたと考えている。継続的なネットワーク構築について、引き続き努力をしたいと考えている。

#### ○矢吹町における子供の貧困対策について（山野辺構成員）

（山野辺構成員）

1 ページ。こちらは、我が町の大池公園という公園である。

2 ページ。まず、矢吹町について簡単に話す。

矢吹町は福島県の南部に位置している。東北自動車道、東北新幹線、福島空港など、交通大域圏に恵まれた首都圏のアクセスの良さは抜群な地域である。

人口については17,427名、平成29年度10月1日現在だと17,915名という人口の規模の町である。

有名な著名人としては、元プロ野球選手の中畑清選手の出身。

3 ページ。次に、町の29年度の一般会計予算の規模としては、71億5,000万円。

我が町も、東日本大震災の被害を受けている。現在、震災以前の町づくりを目指しているところ。

4 ページ。次に、矢吹町の組織について。

子育て支援課については、教育委員会の管轄である。職員が7名2係、「幼稚園保育園係」で3名、「子育て支援係」ということで3名が対応している。

教育委員会に属しているというところでのメリットとしては、教育委員会内に児童福祉、保育園児童に関する分野があるということで、組織体制として、教育と福祉のつながりが実現していると感じている。

加えて、一人一人が複数の事務を担っているところが、理解度が高く連携し

やすい。小さな役場であるため、組織内の横断的な情報共有、連携はしやすい。

5 ページ。次に「交付金を活用した計画策定について」ということで、今回、計画策定に当たり、担当課の方でボトムアップという形で協議をした。首脳部やら財政の方からは、貧困のPR、町のイメージが悪くならないかとか、他市町村より進んで実施しなくてもいいのではないかなどということも言われたが、こうした意識を変えていかなければ、子供の貧困対策、支援につながらないのかなということ、手を挙げた。

「1. 矢吹町の子どもたちの状況等」であるが、矢吹町においても人口は減少傾向である。中ほどの「市町村子ども・子育て支援事業計画」の人口推計を見ると、「見直し前」では平成29年で1,848名。「見直し後」では、実績で言うと1,811名であり、少なからず減少傾向にある。

矢吹町の状況としては、生活保護率が県内でも高い水準にある。被保護世帯に属する子供が近年は10人前後で推移している。また、町民税非課税世帯の割合は、就学前児童で10%を超えており、就学援助制度の対象となる要保護・準要保護児童の割合は12%である。

6 ページ。次に、グラフが3つ並んでいるが、1つが「児童扶養手当の受給資格者数」ということで、左端の1つ目の囲みであるが、ひとり親世帯の児童扶養手当受給者は平成28年8月1日現在で196名（約6.9%）であり、母子家庭の全国平均が平成22年度で3%であるため、非常にひとり親世帯が多い町である。

2つ目の《階層別幼稚園・保育園通園児世帯の状況》であるが、こちらは下の緑の囲みの下から3つ目のひし形を見ていただきたい。

「◇通園児世帯階層別状況」ということで、平成28年度の幼稚園・保育園・認定こども園児世帯の階層別状況では、幼稚園の第1階層・第2階層、生活保護非課税世帯が14.3%、保育園の第1～3階層、こちらも生活保護非課税世帯、町民税の均等割のみの世帯が15.9%という状況。

就学援助制度の対象となる小中学生の要保護及び準要保護の割合ということで、こちらも緑の四角の下から2番目。

「◇就学援助制度の対象となる要保護・準要保護児童生徒割合：平成28年度の要保護児童生徒が0.2%、準要保護児童生徒が11.4%で、全体で11.6%」である。

子供の貧困率は、就学援助を受給する世帯の割合と近い数値であるということが言われている。実態調査では、世帯の所得について聞き取りを行い、本町ではどのような結果になるのかを調査した。

7 ページ。「2. 子供の貧困対策検討体制」ということで、なかなか小さな町であり、人もいないということで、新たに計画策定機関を立ち上げる時間的な

余裕もない。そして、委員の負担となるため、会議の回数も減らしたい。加えて、県内にも大学が非常に少ない状況もあり、有識者がいない。

そこで「要保護児童対策地域協議会」という組織がある。こちらは虐待関係を取り扱う協議会である。この機関を使えば、比較的貧困に対する理解もあるのかなということ、こちらの会議自体は年4回開催している。1回の会議時間が2時間、終了後に1時間で計画策定の検討を関係機関に依頼した。それにプラスして、地域ネットワークの形成をつなぐ視点で、地域の企業だったり、行政区あるいは社会福祉協議会の方々にも委員をお願いした。

また、庁内ということで「関係各課」となっているが、庁内に計画策定のための既存事業の把握と洗い出し作業の部会を活用した。あわせて、組織内からは保健福祉課、教育振興課、幼稚園などに対して「◎支援者ヒアリング」を行った。

8ページ。「3. 子どもの貧困対策のキックオフ元年として」ということで、福島県自体もキックオフ元年と言っているため、非常に遅れている状況。本町では、子供の貧困対策を目的とした施策化された事業は、今のところない。支援する団体もない。本当に始まったばかりという状況である。

検討会議の中では、批判的なコメントといったところでは、検討委員の方から、計画を策定する必要があるのかという意見や、現場や地域でかかわっている検討委員会の委員ですら貧困に対する理解は不足しているということ、役場内も同じ状況、議員さんも同じ状況である。相対的貧困と絶対的貧困の認識の区別がなかなかできない方が多いのが現状。

それで、3回会議を開催した。子供の貧困に対する理解を深めつつ、情報共有と地域ネットワークの形成に向け、共通理解を深めた。

会議についても、なかなか難しい会議だったと思っている。かなりの労力を要した。事務局としても手探りの状態、試行錯誤で計画策定に当たったということで、こうした時間がない、人がいないというのも、なかなか手を挙げづらい小さな町の現状なのかなと思った。なかなか助言してもらえる人がいないというのも悩みの一つだったと思っている。

9ページ。「4. アンケート調査」をした。全体的には、回収率が55.8%と非常に高い回収率になったのかなと思っている。

赤字の部分については、郵送による配布・回収を行った。それ以外は小学校、中学校とも学校を窓口にしたところも、アンケートの回収率が高かった要因と思っている。

本町のアンケートの結果としては、貧困層にある子供の割合が13.1%という状況。

既存事業ではどうだったのかということで、就学援助を受給する世帯の割合

が11.6%、幼稚園入園世帯の非課税世帯が14.3%、保育園の入園世帯の非課税世帯が15.9%。子供の貧困率13.9%が27年度の発表があったとおりである。各市町村が実施する既存の事業からも、その市町村の貧困率が就学援助を受給する世帯の割合と、市町村の子供の貧困率は非常に近い数値であると言われていたことから、本町についてもある程度、事業から推測できる数値、結果になったと思っている。

この実態調査の設問、アンケートを実施しての感想というところでは、他市町村のアンケートも見てみたが、かかわっているアドバイザーによって聞き取りの内容にも偏りがあると感じた。また、今後、こうした共通の設問を設定する必要もあるのではないのかと思った。同じ設問を設定することで、自分たちの市町村と統計的に、他市町村と比較することができるのではないのかということ、地域性もあるので一概には言えないと思うが、そうした同じ設問の設定も必要かと感じた。

10ページ。こちらの「5. 具体的な施策」では、3つの柱を掲げている。

1つ目は「学び育つ環境づくり」、

2つ目は「健康と暮らしの支援」、

3つ目が「支援ネットワーク体制の構築」ということで、施策を掲げている。

そして、小さな町だからどのような支援ができるのか、できないのかということもはっきりしているため、今後、見きわめてまいりたい。

また、町で取り組んでいる既存の事業の取組の見直しが必要だと感じている。行政として、全ての子供、そして課題のある子供の2層へのアプローチが必要なのだと思う。これまで取り組んできた制度や各種施策について、貧困対策及び支援等が必要な子供、そして子供に直接届く支援と家庭への支援という視点で見直しを行い、支援策についてすぐに効果があるもの、長期的な視点で実施するものという検討を始めたところ。

貧困に関して関係のない部局はないと思っている。視点を変えることで、貧困対策になるかもという考えが必要と思っている。

行政は組織の構成上、縦割りとなりがちということで、福祉部門については、生活困窮者自立支援法などの施策があるが、そういった情報が入ってこない状況にもあるということで、今後、情報を共有し、連携を図っていく必要があると思っている。

11ページ。続いて、既存のネットワークの活用である。

「要保護児童対策地域協議会」と「矢吹町青少年児童サポート事業連絡協議会」というものが真ん中にある。こちらの協議会については、中学校を中心とした、高校の不登校生徒、中途退学者、中学校卒業後の進路が決まらない者、ひきこもりなど、義務教育終了後の段階で問題を抱えている子供の支援等して

いる協議会である。

3つ目に「子どもの貧困対策支援部会」の設置ということで、子供の貧困対策に関するネットワークづくり及び支援体制を立ち上げるところ。

子供の貧困に視点を当てた既存事業の取組による支援策の充実と、既存ネットワークの横断的な取組により、連携を深めながら、子供の行動範囲は限られているため、地域の連携で乗り越えていくべく、本町ではコミュニティーや地域ネットワークの中で子供が生き抜く力を育てていきたい、成長していくことを目指してまいりたい。また、学校教育、家庭教育、生涯学習が連携した取組も必要なのかなと考えている。

最終目標としては、地域ネットワークの構築、地域全体で経済的に厳しい状況に置かれた子供の支援ということで、見えにくくなっている子供の貧困、子供たちとどこからつながれるかを今後、考えてまいりたい。

#### ○意見交換

(山野構成員)

まず初めに、京都府の9ページ目に、「当面の重点施策」のところで「学校をプラットフォームとした」という書き出しをしているが、そこが次の「こどもの城づくり事業」や、学校プラットフォームとの関連、学校との関連をもう少し教えていただけたらと思う。

福岡の話は、21ページから子供食堂のことがあるが、ここは文部科学省の方にも同じような意味合いで質問をしたいところだが、まず、子供食堂に必要な子供に、貧困調査で明らかになってきた、生活が厳しい子供たちにどのように呼びかけているのか。この子供食堂のターゲットの人たちにどのように呼びかけているのかを教えていただきたい。また、何%ぐらいの子供たちが参加しているのかということ、例えば全校児童数の中の何%ぐらいなのかとか、何かもしパーセントを把握していたら教えていただきたい。

少々飛ぶが、8ページで、資料1で文部科学省の生涯学習の方から「地域未来塾」の取組の説明があったが、地域未来塾の活用の効果、例えば、同じような意味合いで子供の参加率のようなものが分かったら教えていただきたい。

最後に、矢吹町の報告は、本当に大変な中、されていることが非常によく伝わって、実態がよく分かった。既存の連携の会議をうまく使われているあるいは使おうとされていることがよく伝わった。

質問は、なかなか貧困に対する理解もない中で進めてこられたポイント、どうやってその障壁を乗り越えてここまで来られたのかを知りたい。

(松村構成員)

学校との関係の部分について、まず子供食堂そのものについては、先ほど報告のあった中でも一緒だが、広く広報していく形になる。そういう意味では、どちらかという是学校というよりも、それぞれの地域で広く広報する中で、必要な子供に対して、学校とどのように連携していくかを次のステップにしていく形になると思っている。

もう一方で、居場所そのものは、小学生を中心に京都府は実施しているが、校区に1カ所というわけではなくて、1つの子供の居場所に複数の校区を持っている状態になる。そうすると今度は、大体スクールソーシャルワーカーが窓口になっているが、その学校と連携する中で、対象児童を子供の居場所に連れて参加していただくといった取組を、居場所なり食堂の部分ではやっている。

ただ、実際に支援が必要な子供に対して、どういう手だて、どうサポートを福祉のところで実施していくかは、学校が窓口でないと、とりわけ小学生については難しいと思っているところだが、なかなかスクールソーシャルワーカー自身が週に何回かしか学校に在駐していない状態であるため、手探りをしながらやっているのが現状かと思う。

(山野構成員)

学校を窓口にしたいという思いから「学校プラットフォーム」という形で名づけられたということか。

(松村構成員)

小学校、中学校は学校がメインだとは思っている。そこと連携する中で、支援が必要な子供たちに対して必要なサービスが福祉のところでいけるかと考えている。

(金子構成員)

広報の方法に関して子供にどのように呼びかけているかについては、初年度については、福岡市のホームページ等にも貧困対策と記載をして、各運営団体も、学校現場や民生委員、児童委員を通じての広報をしていた。ところが、これは前回の委員会の中でも議論になった、スティグマの問題があり、運営団体の方からも、貧困対策で子供食堂をやると言った途端、親が遠慮するとか、子供もちょっと行きにくくなるということもあり、そこに配慮したかたちとして

先ほど話したとおり、実際の利用は「公民館だより」などのチラシを見たり、いわゆる口コミで来たという方が多かったと聞いている。

貧困状態にある子供が来ているのかという質問については、運営団体へのア

ンケート結果では、運営団体の約半数が、利用者の3割以上がひとり親世帯を含めそういった家庭の子供ではないかと答えたため、一定数は、家で食事をとれない状況の子供が来ている実態はあると思われる。

(文部科学省)

地域未来塾の参加率ということで質問があったが、本日は資料を持ち合わせていない。ただ、この8ページの横浜市の事例があるが、こちらに関しては、1日当たり平均参加人数ということで、10～15人程度参加されているということを知っている。

実施に当たっては、実施形態は様々であるが、1つ重要なのは「参加を希望する生徒の募集は学校で行い」とあるとおり、支援が必要だと思われる子供に対しては、先生が意識的に声をかけて、学習の機会の確保を促す取組をしているという現状がある。

(山野辺構成員)

貧困対策を進める上の障壁という質問だったと思う。

貧困に対する支援、一歩進んで取り組みたい、矢吹町の数値だったり、実態の把握といったところで、交付金の情報を早くキャッチした担当者の思いが非常に強かったのかなとは思っている。最終的には、我が町の首脳部も理解してくれた。教育者をはじめ、理解してくれた。もちろん教育庁も積極的だったという状況もある。

(渡辺構成員)

子供食堂について、なかなか当事者の方がいないといった話はよくあり、本当に福岡市がつくった資料でも、26ページのところに「子どもの食と居場所づくり団体とニーズのある子どもを把握している支援者」等々がつながりを求められているものもあるが、私たちもやらせていただいている中で、行政から「子供食堂があるから、是非キッズドアさんの子供たちに案内をして、行かせてあげてください」みたいなことを言ってもらうのだが、子供に案内はするのだが、そういうところの子だと思われたら嫌だとかそういうものがあって、そんなには行きたがらない。

ただ、子供食堂は食の支援という観点ではなく、子供の孤立を防ぐという意味では非常にすぐれた効果があると思っていて、足立区がやった調査などでも、地域活動の中に参加している子供は自己肯定感が高い傾向とか、そういうことも出ているため、子供食堂を、いわゆる栄養状態を良くするとか、食の充実という観点で子供の貧困対策として捉えると非常に厳しいと思うが、要は孤立を

防ぐだとか、その地域の中で自立していくというところでは、今の形態でもすごく良い形かなと思っている。

一方、非常に食も大変だということが分かってきて、例えば、私はこれを見てあっと思ったのだが、京都市の調査で、4ページの所得のところを見ると、「国民生活基礎調査の児童のいる世帯の総所得額707.8万円」であるため、ひとり親世帯で707万円以上の方がどれくらいいるかということと0.7%しかいない。要は、ほぼ全ての方が児童のいる世帯よりもすごく低い収入でやっていて、本当に100万とか150万みたいな人が多い中では食もすごく大変で、例えば、食の支援として私たちがやっていてすごくありがたいのは、学習支援の場に出前として食を運んでくださるだとか、居場所のところに食事を提供してくださるみたいに、ここでやっているからおいでというのではなくて、既にそういう子たちがいる場所に食を直接提供するだとか、今、文京区とやっている「こども宅食」というような仕組みで、低所得の御家庭に食品を届ける、食料を支援するみたいな、子供の貧困対策として栄養対策とか食の支援をどうするのかというのは、子供食堂ではない方法で考えた方がいい。子供たちの場に届けるのだったら、食事の出前だとか、そのようなことがあるのかなとは思った。

子供食堂に関しては以上。

ほかに気がついたことは、まず1つが、本当に指標の見直しをしていただいて、すごくありがたいと思っている。高校の入学率ではなくて、中退率を入れていただいたのはすごくいいと思っている。

1つは、高校中退率を把握した上で、高校を中退してしまった子だとか、中退をなくすためにどういう支援をしていくのかということところが今は非常に手薄である。行政で学習支援といっても、今は主に中学生が多いが、中学を出た後の高校生について、本当に低所得家庭の高校生は非常に大変である。アルバイトをして自分の高校に通い、下手したら定期代とかも自分で稼がないと高校が続かないだとか、いろいろなことが分かってきた。そういう中で「高校生の世代」つまり、中学卒業後から20代前半ぐらいまでの支援が重要だ。例えば、高校中退率が下がったかわりに、通信制高校に行く率が増えているのだが、通信制高校に行っている子で、余り勉強が得意でない子は、レポートを出さなくてはいけなくて、1人で卒業するのはかなり大変だ。しかし、ある程度所得のある子は、有料のサポート校とかに行っておと卒業していくのだが、そこに通えない子はなかなか卒業ができないため、私たちも去年から東京の四ツ谷の方に、半分東京都、半分自主事業のような形で高校を中退してしまった子だとか、通信制の高校に行っている子のための無料の学習支援を週5日ぐらい開けている。そこに来ると、みんなが学校も続けられるし、高校を中退した子も高卒認定を取ってその先に進めるといったことがあって、いわゆるなかなか子供



とは見られないのだけれど、15歳で高校を中退してしまった子とかも含めて15～25歳ぐらいまでの子供、若者の低所得をどうするかといったところは、すごく課題があると思っている。

もう1つが、シングルマザーの問題というのか、若年のシングルマザーの問題で、特に沖縄とかが大変なのだが、いわゆる高校を中退して子供を産んでいるような方たちが、高校を卒業したい、高卒認定の資格が欲しいが、勉強ができないから学習支援を受けたいというニーズがある。しかし、今は「子どもの支援」となっているので、ママだからどうするかといった話になる。なかなか受け入れ先がなく、シングルマザーというくくりでいってしまうと、どうしても就労支援のようなところにしか行きようがないのだが、そもそも高卒資格を取っていないから、いろいろな就労支援のメニューが使えないという問題がある中で、若年のシングルマザーの支援みたいなものをどうしていくかというのは、現場をやっているすごく今、抜けているところだと思っている。

最後に、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの方を配置していただいて、本当にこれは現場の方からもすごく喜ばれているが、一つ課題としてあるのは、その方たちの待遇が非常に不安定で、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーをなかなか正規雇用にしていただけない自治体が多い中で、非常にやりがいはあるのだけれども、続けづらいみたいなことが見えてくる。本当に貧困対策としてスクールソーシャルワーカーを位置づけるのであれば、この方たちをどういう待遇にしていくのかみたいなところは少し考えた方がよいのかなと思っている。

(文部科学省)

現状の施策を少し紹介すると、参考資料1の平成30年度年概算要求の中で、3ページ目の資料の下から5項目。渡辺構成員から指摘いただいた、定時制・通信制の課程の生徒がふえてきているという問題に対応して「多様な学習ニーズに応じた指導方法の確立・普及」ということがより必要性として増していることもあり、そういった観点から30年度の概算要求でも「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」ということで、この事業の内数として、定時制・通信制課程において、経済的な困難を抱える生徒等の学習ニーズに応じた指導法の確立も課題として捉えて、平成30年度もやっていきたいと考えているところ。それが1つ。

そして、高校を中退した学習者に対しての支援ということで、渡辺構成員のところでも東京都とも連携して先駆的にやられている事業について、国の方でも同じように、高校中退者の就職キャリアアップにおいて、高卒資格が必須であるという現状を踏まえて、学習支援ないし学習相談の場を広げていこうとして

いる。これについても、5ページ目の「(5)生活困窮世帯への学習支援」の中の3つ目の項目の「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」の中において、高校生と高校中退者への学習支援ということで、「学びを通じたステップアップ支援促進事業」として、学習モデルを構築していくものがあり、平成29年度はこの中で内数2,000万円の事業であるが、平成30年度は5,000万円ということで要求をしているところ。

こういった事業も活用しながら、先駆的なモデルをしっかりと育てていきたいと思っている。

(厚生労働省)

渡辺構成員から話していただいた、ひとり親世帯というか、若くしてひとり親になられて、例えば高校を中退されたとか、そういう方がいることの指摘だったと思う。

参考資料1の後ろから2ページ目の表の、下から2番目のところに書いている。これは経済的支援の方に入るが、高校を卒業していないひとり親の方、あるいはその子供も含まれるのが、そういった方が高卒認定試験の講座を受けたときに、そういった費用を6割程度補助する事業を平成27年から実施している。まだまだ我々の周知とか広報が行き届いていなくて、まだ実績が余り上がっていないが、こういったものの活用を、現場の方でもそういったニーズのある方に教えていただければ広がってくると思う。

(末富構成員)

先ほど、渡辺構成員が話した、通信制の高校生の支援体制についてはかなり課題である。子供の貧困対策自体、聞いていると就学前や義務教育段階は手厚いのが、高校段階以降の支援については従来、かなり手薄だと思っていた。

今日の構成員の皆様方に机上配付させていただいた「子どもの貧困対策と教育支援」という本があるが、そこではあえて多目に高校生支援について、研究者の分析と実際の大阪府と東京都の取組を先進例として取り上げている。高校生の支援をどうするかは非常に課題だと思っており、今日の京都府の発表であったように、私立高校生への授業料支援もかなり充実していて、京都は先進的だといえる。通学費の補助も一部されていたと思うが、問題は、例えば公立校では、一部困難校を中心に、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーが手厚く配置されているが、私立高校については決して同じような条件で支援されていない。例えば、私立高校は高校生等奨学給付金もあるが、事務の取扱いについても、手続支援に学校間格差がかなりあるというのは、私学同士で心配し合っている状況もある。何か私立高校生あるいは私立高校が高校生

を支援しようとするときのサポート策などがあれば、京都府の松村構成員に是非教えていただきたい。また、要望事項として、とにかく高校段階の支援というのは、国策としてもかなりこれまで手薄であったであろうと私自身は感じているため、無償化に限らず、高校生の学びを支える仕組みについて、例えば今年度の概算要求等で、こういう拡充の方向ですというものがあれば、是非説明いただきたい。

(宮本座長)

加えて、先ほどの文部科学省の資料で、定時制高校通学者の数が減って、通信制に移っている。これは恐らく、定時制高校が統廃合されて少なくなっていて、高校と自宅とアルバイト先がどんどん離れていって定時制に通えなくなり、通信制に行く。通信制に行けば行くほど、学習を続けることが非常に困難になっていくという悪い循環が起こっているだろうということが想像される。そのあたりも含めて今、末富構成員からの質問に対し、何か答えはあるか。

(松村構成員)

まず、私立高校の関係であるが、いわゆる実質無償化という形の経済的支援ということは京都府も実施しているところ。

ただ、どの府県もそうだと思うが、進学校のグループとそうでないグループの大きく分けて2つに分かれてくると思う。

そうでないグループのところで行くと、私立の特徴というのが、子供の通学範囲の市町村区域が大変広がっているのが現状であり、そういう意味では、経済的な部分以外の支援が非常に難しい。特に、学校と連携した取組は非常に難しいと思っている。

京都府としてやっている部分は、先ほど紹介した子供の居場所で、補助事業として小学生を中心に実施しているが、その小学生の子供たちがどんどんと上に行くことによって、高校になってもそのまま居場所にボランティアとして参加するということも含めて関わってくる。そういう意味で、居場所を中心とした地域づくりをすることによって、高校生に対しても支援がある程度していけるのかなとは思っている。

そのため、地域の取組というのが大変重要になると思っている。

また、通信制と定時制の部分について、京都府の実態を見ていると、いわゆる要保護家庭と準要保護家庭によって少し違っている状態であり、どちらにしても通信制の方に通っている子供たちに対しての支援というのは大変重要かなと思っている。

(鉄崎構成員)

今の居場所、それから学習支援について、これは私は地元でも言っているが、各小学校にある学童保育をそのまま学習支援と居場所づくりに使えないものかなと思って、常に「私の勝手な考えだけれども」と言って行政の人に言う。そうしたら、居場所とかいうのが任意のNPO法人にお世話になる場合には、どうしても地域全体に行き渡らない。そして、広報もPRも全体に行き渡らない。それが学校の学童保育を使えば、学校がその中の一つとして加わってくれば全部に行き渡って、一番安心して集まれるし、一番集まりやすい場所になる。これを学校が開放してくれるかどうかというと、これがまた行政が首をかしげる。だから、今の京都府とかいろいろ聞いていると、文部科学省、厚生労働省が常に縦割りではなしに横の連携でやれば、何とかそれがやれるのではないかなと思って、学習支援もその学童保育の時間の中でもしできれば、本当のところは地元の大学生などの単位の一つに入れてもいいのではないかなと思う。

(新保構成員)

矢吹町からの話にあった、共通する設問をつくった方がいいだろうというのは、私もそのように思った。これは多分、この会議でやっていかなければいけないことなのかなと思う。

また、ひとり親の平均収入という話が出ていたが、平均収入というのは所得の高い人たちに引っ張られるため、多分、中間所得とか下位のどのぐらいかという形で見ていくことが必要なかなと思った。

以上